**令和８年（フ）第３２５号**
神奈川県座間市明王10番地の６　サンハイム明王102号
破産者　小松崎雅博
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**令和７年（フ）第４７５号**
新潟市東区東明７丁目３番地13
破産者　高山　純雄
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第２２２号**
東京都足立区東綾瀬１丁目15―20―604号室、開始決定時の住所新潟県五泉市東本町１丁目２番25号
破産者　加藤　昌俊
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第２２３号**
長野県北安曇郡白馬村北城14863―６　ホテルシェラリゾート白馬内、開始決定時の住所新潟県五泉市太田２丁目５番68―５号
破産者　加藤　　謙
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第３８号**
長野県南佐久郡佐久穂町大字海瀬64番地４
破産者　石井　卓也
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

**令和８年（フ）第４号**
長野県上伊那郡南箕輪村9388番地２　サンパレス沢尻　Ａ―Ｂ号室
破産者　田村　彰浩
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

**令和８年（フ）第１０３号**
静岡市駿河区豊田２丁目４番10―407号
破産者　佐藤　耕介
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第１７６号**
静岡市駿河区中島761番地の４　クレア102
破産者　大場　千聡
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**令和７年（フ）第２４６１号**
愛知県額田郡幸田町大字大草字馬場31番地、従前の住所名古屋市千種区今池５丁目20番21号　クレサス千種Ⅱ．m302号
破産者　羽根渕友哉
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第１０４号**
名古屋市中川区大地１番地の８　万場荘Ｔ―５棟103号
破産者　髙木　　操
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第８９８号**
名古屋市守山区廿軒家25番15号　大島マンション廿軒家４Ｅ
破産者　森　　純一
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第１０８５号**
名古屋市南区豊１丁目31番23号　カルペディエム203号
破産者　小川　遥香
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第１１１８号**
愛知県日進市梅森台４丁目20番地１　ガーデンハウス梅森台101
破産者　三浦　文予
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第１１８４号**
名古屋市西区児玉３丁目34番５号　ビューハピネスｕ106号
破産者　宮崎　一則
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第８７号**
愛知県一宮市島村字高木87番地１　サニーテラス・アイ203号
破産者　犬飼　健士
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**令和８年（フ）第１５７号**
京都市下京区仏光寺通寺町西入中之町555番地　トローヌ近藤　201
破産者　新鮮野菜のお食事処ほんまもんこと　小幡　丈徳
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和８年（フ）第１５１７号**
大阪市住之江区南加賀屋４丁目９番31号　東端号
破産者　片山　良太
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第２１１号**
神戸市灘区水道筋６丁目６番７―103号
破産者　森谷　　力
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部